

# 企画土木常任委員会資料

(平成21年4月21日)

- 1 関西広域連合に関する申し合わせについて【政策企画総室】・・・・・・・・・・1ページ
- 2 第2回岡山・鳥取両県知事会議の開催について【政策企画総室】・・・・・・・・・・3ページ
- 3 鳥取県写真コンクールの実施について【広報課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ページ
- 4 住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認情報の  
利用出来る事務の拡大について【自治振興課】・・・・・・・・・・5ページ
- 5 関西圏における移住定住PRブースの設置について【移住定住促進室】・・7ページ
- 6 財団法人鳥取県情報センターの解散について【情報政策課】・・・・・・・・・・8ページ

企 画 部

## 「関西広域連合に関する申し合わせ」について

平成 21 年 4 月 21 日  
政 策 企 画 総 室

### 1 経 過

関西広域機構では、平成 21 年 3 月 26 日に第 4 回分権改革推進本部会議を開催し、関西広域連合の設立について、設立の目標時期、議会への具体的な協議を行うことなどに関する申し合わせが行われた。

今回の申し合わせは、関西広域連合への参加を決定するものではなく、設立時期や議論の進め方等に関する努力目標を示したものである。

なお、福井県と三重県は議論が拙速すぎるとの理由で、前回に引き続き留保した。

#### [H21.3.26 分権改革推進本部会議 申し合せ事項]

- ① 本部会議として、2009 年中の「関西広域連合」の設立を目指す。
- ② 次回本部会議までに、議会に対し具体的な協議を行い、基本的な理解を得るよう努める。
- ③ 「関西広域連合」への参加について、次回本部会議で知事・市長としての意向を明らかにする。
- ④ 実施事業、組織、予算、規約、その他必要な事項に関して更なる検討を積極的に行う。

### 2 鳥取県の基本的な考え方

広域防災、広域観光、広域医療連携など、行政ニーズの広域化に対応することは、重要な課題であり、関西広域連合の設立の取組みについては基本的には推進すべき。

但し、広域連合への参加を決定するためには、広域連合で担う事務が府県との二重行政を生じないことや費用対効果でのメリットなどについて、具体的かつ実証的な検証を行った上で、住民や議会の理解を得ることが必要不可欠。



広域連合への参加の具体的な条件等は、まだ示されていないため、今後の議論の動向を見ながら判断していくことが必要。

広域連合の設立を巡る議論の状況については、常任委員会等を通じて議会への情報提供を行い、十分な協議を行っていく。

[本県が当面想定している事務] ドクターヘリ運航、広域観光連携

#### [参考] 関西広域機構の提示している目標スケジュール

2009 年 夏頃	分権改革本部第 5 回本部会議	参加予定団体、広域連合設立案の決定
9 月	各府県議会	規約・予算の議決
10 月頃	総務大臣許可の申請	
11 月頃	総務大臣許可 参加府県議会	広域連合の発足式、広域連合委員会 等 広域連合議会議員の選出
2010 年 1 月	第 1 回広域連合議会	広域連合条例、予算等の議決

2009年3月26日

## 分権改革推進本部 第4回本部会議

### 申し合わせ

分権改革推進本部は、本日、第4回本部会議を開催し、「関西広域連合」(仮称)の設立について意見交換を行った。

今、分権改革の議論がかつてない高まりをみせつつあり、昨年12月に地方分権改革推進委員会の第2次勧告が行われ、先般、国の出先機関改革の工程表が決定されたところであるが、多くの事項が先送りされた。

この機会をとらえ、今こそ、国から府県、市町村への分権改革を大胆に進めるべきである。各省庁からは府県を越える広域の事務は国が担うべきとの主張がなされるが、国の出先機関の事務のうち府県を越える事務については「関西広域連合」が受け皿としての役割を積極的に担う自信と覚悟を備えていること、これによって、関西から分権改革を切り拓く強い決意であることを、改めて表明したい。

その上で、下記のとおり申し合わせを行う。

### 記

- 1 分権改革推進本部は、2009年中の「関西広域連合」設立を目指す。
- 2 本年夏頃に開催予定の次回本部会議までに、それぞれの議会に対して「関西広域連合」に関する具体的な協議を行い、基本的な理解を得るよう努める。
- 3 「関西広域連合」への参加については、次回本部会議において、知事・市長としての意向を明らかにする。これを踏まえて「関西広域連合設立案」を決定し、設立に向けた準備を進める。
- 4 今後、住民や市町村の理解の促進を図るとともに、本日の議論を踏まえ、実施事業、組織、予算、規約、その他設立に必要な事項に関して更なる検討・調整を積極的に行う。

以上

(福井県、三重県 留保)

## 第2回岡山・鳥取両県知事会議の開催について

平成21年4月21日

政策企画総室

昨年度、岡山、鳥取の両県域が共有する課題に連携して取り組むため、初めて開催した岡山・鳥取両県知事会議について、第2回目の会議を次のとおり開催します。

### 1 日 時

平成21年4月23日(木) 15:00～17:00

### 2 場 所

「匠蔵・勝山文化往来館ひしお」(岡山県真庭市勝山)

### 3 出席者

岡山県 石井正弘知事 他

鳥取県 平井伸治知事 他

### 4 意見交換テーマ(予定)

- (1) 両県を結ぶ道路の整備促進について
- (2) 観光連携について
- (3) 両県民の交流促進について
- (4) 経済雇用対策について
- (5) 地方分権改革の推進について

# 鳥取県写真コンクールの実施について

平成21年4月21日

企画部広報課

## 1 趣旨

「浦富海岸、鳥取砂丘周辺など山陰海岸」及び「大山中海周辺」の魅力表現した写真をテーマにコンクールを開催し、鳥取県の魅力ある資源を県内外にPRしていただくとともに、入賞作品を県の広報等に活用します。

## 2 主催等

主催 鳥取県

共催 鳥取県広報連絡協議会

後援 鳥取県写真家連盟（予定）、山陰フジカラー

## 3 募集期間

4月22日（水） ～ 11月30日（月）必着

## 4 テーマ

「浦富海岸、鳥取砂丘周辺など山陰海岸の魅力表現豊かにあらわした作品」  
「大山、中海周辺の魅力を表現豊かにあらわした作品」  
をテーマに写真を募集します。

## 5 部門

山陰海岸（浦富海岸・鳥取砂丘周辺）部門  
大山中海部門

## 6 入賞作品

特選：各部門1点（表彰状、副賞5万円）

入選：各部門10点程度（表彰状、副賞3万円）

佳作：各部門10点程度（表彰状、副賞1万円）

## 7 入賞作品の活用

鳥取県写真ライブラリー及び主催者の発行する各種パンフレットへの掲載など、鳥取県のPRに活用します。

## 8 応募・問合せ先

鳥取県企画部広報課 鳥取県写真コンクール担当

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

電話 0857-26-7097 ファクシミリ 0857-26-8122

# 住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認情報の 利用出来る事務の拡大について

平成21年4月21日  
自治振興課

鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号。以下、「県条例」という。）の一部改正を行い、県が住民から住民票の写しの提出を受けている事務及び県が市町村から住民票の写しを取得している事務について、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）による本人確認情報の利用対象を拡大し、住民の利便性の向上及び行政事務の合理化を図ることを目的とする。

## 1 現 状

### ○『住基ネット』とは

住民サービスの向上と行政事務の簡素化、効率化を図るため、各市町村の住民基本台帳を電気通信回線でネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムとして構築されたもの。平成11年、「住民基本台帳法（以下「法」という。）を一部改正する法律」の公布により制度化。

○これにより、平成14年8月から、市町村から都道府県へ、氏名、住所、生年月日、性別、住民票コードの各情報が「本人確認情報」として通知されることとなった。

○提供先、利用可能事務を法又は条例で規定することで、行政機関は本人確認情報の利用が可能→申請や届出の際に住民票の写しの提出が不要に

例) 旅券の発給申請/厚生年金、国民年金等の支給/恩給、共済年金の支給 等

※県では、平成14年に県条例を制定し、平成16年に本人確認情報を利用することができる事務として、11の事務を規定（現在は9）。

例) 心身障害者扶養共済制度の申請、現況報告/鳥取空港内での営業許可 等

※全国では、24都県（本県を含む）において条例を制定（平成21年1月1日現在）。

○規定後4年が経過し、県では、さらなる住民の利便性の向上、行政事務の合理化を図るため、住民票の写しを利用している事務のうち住基ネットが利用可能な事務の追加について、県条例の一部改正に向けた取組を行うこととしたもの。

## 2 新たに追加予定の事務（別表）

- |                             |       |      |
|-----------------------------|-------|------|
| (1) 県が住民から住民票の写しの提出を受けている事務 | ..... | 16種類 |
| (2) 県が市町村から住民票の写しを取得している事務  | ..... | 4種類  |

## 3 今後の予定

○県条例の改正にあたっては、法30条の9第2項により「本人確認情報の保護に関する審議会」への諮問が必要となる。

（本県では、県条例第3条第1項により同審議会を「鳥取県個人情報保護審議会」としている）

○4月24日（金）に第1回審議会を開催し、諮問を行う予定。

○審議会は原則公開とし、また、議事の概要等を当課ホームページに掲載することで、県民から広く意見をいただく予定。

(別表)

## (1) 県が住民から住民票の写しの提出を受けている事務

	事 務	利 用 目 的
1	不動産取得税の特例適用に関する事務	申請者の適用条件の確認
2	恩給の支給に関する事務	恩給受給者の支給期間に係る生存確認
3	被爆者健康手帳の交付に関する事務	申請者の居住地確認
4	被爆者の居住地変更の届出に関する事務	届出者の居住地確認
5	戦傷病者手帳の交付に関する事務	申請者の居住地確認
6	戦傷病者の居住地変更の届出に関する事務	届出者の居住地確認
7	介護支援専門員の登録に関する事務	申請者の住所確認
8	介護支援専門員の登録事項の変更の届出に関する事務	届出者の住所確認
9	肥料登録の申請に関する事務	申請者の住所、氏名の確認
10	指定配合肥料の生産業者の届出に関する事務	届出者の住所、氏名の確認
11	特殊肥料の生産業者及びその輸入業者の届出に関する事務	届出者の住所、氏名の確認
12	屋外広告業登録及び変更届に関する事務	申請者、法人役員、業務主任者の住所確認
13	家畜人工授精師の免許に関する事務	申請者の居住地確認
14	家畜人工授精師の免許証書書換交付に関する事務	申請者の居住地確認
15	砂利採取業の登録及び登録変更に関する事務	砂利採取業務主任者の氏名、住所、生年月日の確認
16	採石業の登録及び登録変更に関する事務	採石業務管理者の氏名、住所、生年月日の確認

## (2) 県が市町村から住民票の写しを取得している事務

	事 務	利 用 目 的
1	県税の賦課徴収及び犯則事案に関する事務	納税通知書の返戻に係る納税義務者の住所確認、滞納者等の住所確認、過誤納金の還付受領者の住所確認、犯則事件の犯則嫌疑者・参考人の住所等の確認等
2	浄化槽管理者への指導に関する事務	浄化槽管理者の住所確認
3	用地取得に関する事務	登記名義人の住所及び生存の確認等
4	住民監査請求に関する事務	請求人の住所確認

## 関西圏における移住定住PRブースの設置について

平成21年4月21日  
移住定住促進室

都市部と農山漁村の交流・移住を進める、認定NPO法人ふるさと回帰支援センターが西日本の活動拠点として、4月1日（水）に大阪ふるさと暮らし情報センターを開設した。

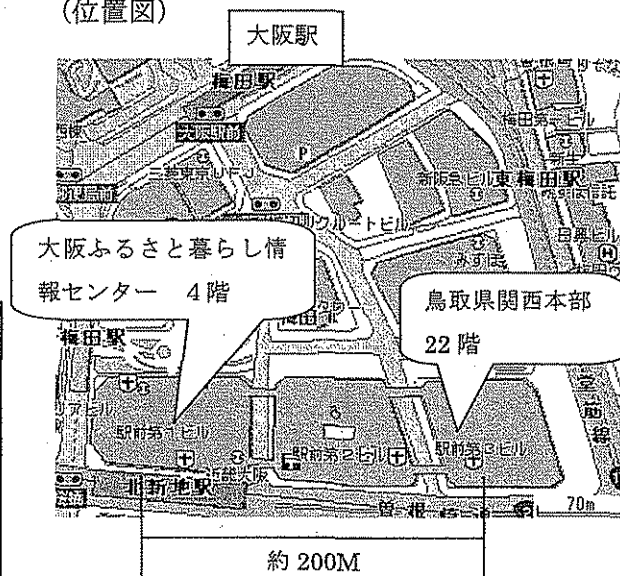
県では、関西圏に住む移住定住を考えておられる方に向けて、移住定住先として鳥取県の知名度アップを図るため、当センターに下記のとおり移住定住PRブースを設置した。

- 1 設置開始 平成21年4月1日（水）から
- 2 場 所 大阪ふるさと暮らし情報センター内  
(大阪市北区梅田1丁目3-1-400 大阪駅前第1ビル4階 鳥取県関西本部から徒歩5分)  
(電話：06-6459-7761)
- 3 内 容
  - ・鳥取県への移住定住をPRするポスター及びパンフレット等を設置
  - ・田舎暮らしを希望する方に、より具体的な鳥取暮らしの情報の提供と、ふるさと回帰支援センタースタッフによる各種相談対応
  - ・鳥取県のより詳しい情報をお求めの方には、近くにある鳥取県関西本部へ誘導(関西本部に常駐の定住促進コーディネーターが個別相談に対応)
- 4 他の出展団体の状況  
福島県、福井県、徳島県、和歌山県、長崎市天草市、茨城県（5月から）、高知県（7月から）

(写真)



(位置図)



※ ふるさと回帰支援センターとは…

都会から自然豊かな農山漁村へ移り住むことを望む方々に対して、各種の情報提供や農林漁業研修などの支援活動を通じてサポートを行う認定NPO法人。

※ ふるさと暮らし情報センター…

ふるさと回帰に関するパンフレットや資料を常備し、全国の田舎暮らしを希望される方に、より具体的な地方の情報を提供するとともに、センタースタッフが各種相談に応じる。

今回設立された大阪センターは、東京・銀座センターに次いで2ヶ所目の開設。

鳥取県は平成20年7月1日から東京・銀座センターにPRブースを設置済。



## 財団法人鳥取県情報センターの解散について

平成21年 4月21日  
情報政策課

財団法人鳥取県情報センターは、民営化（株式会社への転換）するため新会社を設立し移行の準備を進めてきましたが、このたび、新会社が実質的な業務を開始したことから、財団法人を解散し、清算行為に入りました。なお、事業は新会社に承継しています。

### 1 主な日程

- 平成21年3月5日 理事会で解散の議決 [財団]
- 3月6日 事業の承継に関する協定書の締結 [財団および新会社]
- 4月1日 財団から新会社へ現物出資、新会社で実質的な業務開始
- 4月3日 財団の解散
- 4月6日 解散および清算人の登記 [財団]
- 6月中旬 残余財産の処分、清算終了 [財団]

### 2 財団法人の残余財産の処分（方針は理事会で議決済）

- ・ 株式会社の株式
  - ⇒ 財団設立時の出捐割合に応じて寄付
  - 県 50% 商工会議所 50%（4市計）
- ・ 上記以外の有価証券及び現金（金額未定）
  - ⇒ 県へ一括寄付

【参考】 新会社の概要（平成20年12月16日の常任委員会で報告済）

(1) 設立年月日	平成20年12月16日
(2) 名称	株式会社鳥取県情報センター（略称：TIC）
(3) 本社等所在地	本社：鳥取市寺町50（NTTビル6階） 鳥取県庁事務所：鳥取市東町1丁目220（議会棟1階） 米子市役所事務所：米子市加茂町1丁目1（米子市役所内）
(4) 代表者	代表取締役社長 前田 親保
(5) 資本金及び株式	・ 資本金：8,000万円（全額センターが出資） ・ 発行株式総数：1,600株（1株5万円）

### ※ 新会社に対する県の関与

財団法人鳥取県情報センター（清算中）が保有している新会社の株式のうち50%が県に寄付される方針であり、県の監査及び県議会への経営状況報告の対象法人となる予定。